

農業会議情報

Shizuokaken nougyoukaigi report

★主な内容★

- I 農政対策ニュース
＜TPP 大筋合意＞
- II 組織の動き
＜9月の常任議員会議等会議開催状況＞
- III 農業者年金のページ
＜新規加入者の状況等＞
- IV 情報のページ
＜新聞・出版(新刊)の案内等＞
- V 今後の日程

I 農政対策ニュース

◇ TPP大筋合意

環太平洋連携協定(TPP)が9月30日から米アトランタで開かれた閣僚会合で大筋合意に達した。

米、牛肉、豚肉、乳製品などの大幅な輸入規制緩和措置が盛り込まれており、今後は国会決議との整合性が厳しく問われることになる。

重要5品目の主な合意内容

品目	内容
米	無関税の国別輸入枠を新設。当初3年は米国から5万トン、豪州から6千トン。段階的に増やし、13年目以降は米国から7万トン、豪州から8千4百トン。
小麦	米国、カナダ、豪州に輸入枠を新設、当初は計19.2万トン、7年目以降は25.3万トン。関税は維持。代わりに国が輸入して製粉会社に転売する時に上乗せする「輸入差益」を発効から9年目までに45%削減。
大麦	TPP枠の新設。当初は計2.5万トン、9年目以降は6.5万トン。
砂糖	高糖度の精製用に限り無税+調整金削減措置
牛肉	現行の関税38.5%を当初27.5%に。その後段階的に引き下げ、16年目以降は9%。
豚肉	ソーセージなどに使われる安い価格帯のものへの関税は現行の1kg当たり482円を当初は同125円に。その後、段階的に引き下げ10年目以降は50円に。
乳製品	バターと脱脂粉乳に低関税のTPP輸入枠を新設。当初は生乳換算で計6万トン、6年目以降は計7万トン。チェダー、ゴーダ、クリームチーズなどは16年目までに関税を撤廃。

※ 詳細はP2からP5(農林水産省参考資料)

T P P 農林水産物市場アクセス交渉の結果

1 米：

(1) 米及び米粉等の国家貿易品目

① 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率（米の場合 341 円/kg）を維持。

② 米国、豪州にSBS方式の国別枠を設定。

米国：5万t（当初3年維持）→7万t（13年目以降）

豪州：0.6万t（当初3年維持）→0.84万t（13年目以降）

※ 国内の需要動向に即した輸入や実需者との実質的な直接取引を促進するため、我が国は、既存のWTO枠のミニマムアクセスの運用について見直しを行うこととし、既存の一般輸入の一部について、中粒種・加工用に限定したSBS方式（6万トン）へ変更する予定。

(2) 米の調製品・加工品等（民間貿易品目）

一定の輸入がある米粉調製品等は関税を5～25%の削減とし、輸入量が少ない又は関税率が低い品目等は関税を削減・撤廃。

2 麦：

(1) 小麦

① 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率（55円/kg）を維持。

② 米国、豪州、カナダに国別枠を新設（計19.2万t（当初）→25.3万t（7年目以降）・SBS方式）。

③ 既存のWTO枠内のマークアップ（政府が輸入する際に徴収している差益）を9年目までに45%削減し、新設する国別枠内のマークアップも同じ水準に設定。国別枠内に限り、主要5銘柄以外の小麦を輸入する場合にはマークアップを9年目までに50%削減した水準に設定。

④ 小麦製品については、小麦粉調製品等にT P P枠又は国別枠を新設（4.5万t（当初）→6万t（6年目以降））し、国家貿易制度で運用している小麦製品は、引き続き全て国家貿易制度で運用。また、マカロニ・スパゲティは、関税を9年目までに60%削減。

(2) 大麦

- ① 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率(39円/kg)を維持。
- ② TPP枠を新設(2.5万t(当初)→6.5万t(9年目以降)・SBS方式)。
- ③ 既存のWTO枠内のマークアップを9年目までに45%削減し、新設するTPP枠内のマークアップも同じ水準に設定。
- ④ 麦芽については、現行の関税割当数量の範囲内において、米国、豪州、カナダの国別枠を設定(計18.9万t(当初)→20.1万t(11年目以降))。

3 甘味資源作物：

(1) 砂糖

- ① 粗糖・精製糖等については、現行の糖価調整制度を維持した上で、以下を措置。
 - ア 高糖度(糖度98.5度以上99.3度未満)の精製用原料糖に限り、関税を無税とし、調整金を少額削減。
 - イ 新商品開発用の試験輸入に限定して、既存の枠組みを活用した無税・無調整金での輸入(粗糖・精製糖で500トン)を認める。
- ② 加糖調製品については、品目ごとにTPP枠を設定(計6.2万t(当初)→9.6万t(品目ごとに6~11年目以降))。

(2) でん粉

現行の糖価調整制度を維持した上で、以下を措置。

- ① 現行の関税割当数量の範囲内で、TPP枠を設定(7.5千t)。
- ② TPP参加国からの現行輸入量が少量のでん粉等(コンスターチ、ばれいしょでん粉等)については、国別枠を設定(計2.7千t(当初)→3.6千t(品目ごとに6~11年目以降))。

4 牛肉：

(1) 関税撤廃を回避し、セーフガード付きで関税を削減。

[38.5%(現行)→27.5%(当初)→20%(10年目)→9%(16年目以降)]

(2) セーフガード：

- ① 発動数量(年間)：59万t(当初)→69.6万t(10年目)→73.8万t(16年目)
(関税が20%を切る11年目以降5年間は四半期毎の発動数量も設定。)

② セーフガード税率：38.5%（当初）→30%（4年目）→20%（11年目）→18%（15年目）

〔16年目以降のセーフガード税率は、毎年1%ずつ削減（セーフガードが発動されれば次の年は削減されない）、4年間発動がなければ廃止。

家畜疾病により輸入が3年以上実質的に停止された場合には、実質的解禁の時点から最長5年間不適用（当該条項により、米国・カナダには最長2018年1月末月まで不適用）。

5 豚肉：

(1) 差額関税制度を維持するとともに、分岐点価格（524円/kg）を維持。

(2) 従量税は関税撤廃を回避。

〔従価税（現行4.3%）：2.2%（当初）→0%（10年目以降）

従量税（現行482円/kg）：125円/kg（当初）→50円/kg（10年目以降）

(3) セーフガード：輸入急増に対し、従量税を100-70円/kgに、従価税を4.0-2.2%に、それぞれ戻すセーフガードを措置（11年目まで）。

6 乳製品：

(1) 脱脂粉乳・バター

① 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率（脱脂粉乳21.3%+396円/kg等、バター29.8%+985円/kg等）を維持。

② TPP枠を設定（生乳換算）

脱脂粉乳 2万659t（当初） → 2万4102t（6年目以降）

（製品 3,188t → 3,719tに相当）

バター 3万9341t（当初） → 4万5898t（6年目以降）

（製品 3,188t → 3,719tに相当）

合計 6万t（当初） → 7万t（6年目以降）

(2) ホエイ

脱脂粉乳と競合する可能性が高いものについて、21年目までの長期の関税撤廃期間の設定とセーフガードの措置。

(3) チーズ

① モッツァレラ、カマンベールなどについては、現行関税を維持。

② チェダー、ゴーダ、クリームチーズ等については、16年目までの長期の関税撤廃期間を設定。

③ プロセスチーズについては少量の国別枠、シュレッドチーズ原料用フレッシュチーズについては国産使用条件付き無税枠を設定。

7 5品目以外の農産物：

- (1) 小豆及びいんげん豆については、枠内関税を撤廃するものの、枠外税率を維持。こんにゃく及びパイナップル缶詰については、枠外税率を15%削減。いずれも関税割当制度を維持。
- (2) このほか、鶏肉、鶏卵、オレンジジュース、りんご等一部の品目について、11年目まで又はそれを超える関税撤廃期間を設定。
- (3) また、競走馬、オレンジについて、セーフガードを措置。

8 林産物：

- (1) 輸入額又は近年の輸入額の伸びが大きいもの（マレーシア、NZ、カナダ、チリ及びベトナムからの合板並びにカナダからの製材）については、16年目までの長期の関税撤廃期間の設定とセーフガードの措置。
- (2) なお、違法に伐採された木材の貿易に対する規律についても合意。

9 水産物：

- (1) あじ・さばについては12～16年目までの長期の関税撤廃期間を、主要なまぐろ類、主要なさけ・ます類、ぶり、するめいか等については11年目までの関税撤廃期間を、それぞれ設定。
- (2) 海藻類（のり、こんぶ等）については、関税を15%削減。
- (3) なお、現行の我が国の漁業補助金は、禁止補助金に該当せず、政策決定権を維持。

10 各国の対日関税：

我が国農林水産物・食品の輸出拡大の重点品目の全て（牛肉、米、水産物、茶等）で関税撤廃を獲得。具体的には、以下の措置を獲得。

- ① 米国向けの牛肉については、15年目に関税が撤廃されるまでの間、現行の米国向け輸出実績の20～40倍（3,000t（当初）→6,250t（最終年））に相当する数量の無税枠。
- ② 米国向けの米については、5年目に関税撤廃。
- ③ また、近年、輸出の伸びが著しいベトナム向けの水産物については、ブリ、サバ、サンマなど全ての生鮮魚・冷凍魚について、即時の関税撤廃。

◇ WTO・EPA・TPP対策特別委員会開かれる

全国農業会議所(二田孝治会長)は10月8日、標記委員会を東京都内で開いた。9月30日から米国ジョージア州アトランタで開かれていたTPP閣僚会議における大筋合意を受けて開いたもの。全国8ブロック代表の委員等17人が出席、本会からは黒田淳之助会長と事務局職員が出席した。

TPP交渉の状況及び大筋合意の内容について、JA代表団とともに参加した全国農業会議所農政・担い手対策部の阿久津次長が説明した。

委員からは、「国会決議を守ったと考える人は少ない。農業への影響は測り知れない」という意見の一方で、「不満もあろうがよく頑張ったといえる」との見方も。さらに、「段階を踏むものもあり、数年の短期で被害額だけみると、それほど被害が出ないと試算される恐れもある。間接的な被害も含め、広く長い目を見た対策が必要」などの意見が出されていた。

同委員会では、当日の意見を踏まえた要請決議を12月3日に開かれる全国農業委員会会長代表者集会に諮り、国会議員等への要請活動を実施する。

◇ TPP交渉 大筋合意の詳細資料を公表

TPPに関しては大企業を中心に歓迎の声がある一方、国内農家からは農作物の関税が撤廃されると農業の継続が困難などの懸念が出ている。そこで政府は10月20日、合意の詳細を明らかにする方針を固め、関係各省庁のホームページ上に資料を掲示した。(注)

森山農林水産大臣は同日の会見で、「他の参加国が軒並みほぼ全ての農林水産品の関税撤廃を約束し、関税撤廃しない割合が比較的高いカナダでも5.9%である中、我が国は関税撤廃しない割合が19%と群を抜いて高い。参加国の中ではしっかり守れた。内容を精査いただければ、なるほどと思ってもらえるのでは」と話した。

(注)農林水産分野の合意の詳細は、農林水産省のサイトに掲載されています。

◇ 農業委員会等に関する法律に係る政省令の公布予定について(10/20速報)

10月20日に東京都内で開かれた都道府県農業会議事務局長会議において農林水産省から下記スケジュールが示されました。

閣議決定・公布等の予定(農林水産省経営局 栗原農地政策課長による)

- (1) 10月23日(金)閣議決定
- (2) 10月28日(水)公布
- (3) 10月中に、農地利用最適化推進委員を置かないことができる例外(遊休農地1%以下、担い手集積率70%以上)に該当する市町村を公告する。

II 組織の動き (H27.9~H27.10)

◆ 9月の常任会議員会議

県農業会議は9月18日、静岡市葵区追手町の静岡中央ビルで定例の常任会議員会議を開いた。議事等の内容は次のとおりで、下表の農地法に基づく諮問案件について、許可相当として答申した。

[議事]

□ 農地法に基づく知事諮問

区 分	農 地 法				
	4 条		5 条		
	諮問件数	面積 m ²	諮問件数	面積 m ²	
静 岡 県	8	4,391	21	18,762	
三 島 市	1	569	0	0	
沼 津 市	2	796	2	2,948	
富 士 市	0	0	3	850	
富士宮市	0	0	8	11,118	
御殿場市	0	0	3	1,425	
静 岡 市	1	174	20	14,011	
島 田 市	0	0	4	1,405	
焼 津 市	1	214	6	2,203	
藤 枝 市	0	0	4	1,076	
掛 川 市	3	3,674	29	68,547	
磐 田 市	2	658	12	8,154	
浜 松 市	11	5,604	74	55,206	
袋 井 市	4	683	16	11,233	
牧之原市	0	0	7	23,547	
菊 川 市	3	4,098	6	3,190	
湖 西 市	1	170	2	18,128	
長 泉 町	0	0	0	0	
小 山 町	0	0	1	142	
計	37	21,031	218	241,945	
転用用途別の主なもの					
面積 m ²	%	面積 m ²	%	面積 m ²	%
他施設用 (駐車場、養蚕置場等) 101,411	38	一時転用 95,843	36	住 宅 40,965	15

[協議事項]

平成28年度静岡県農業施策に関する要望書(案)について事務局から説明し、原案どおり承認され、11月9日に本会運営委員により県知事・県議会議長ほか関係各所へ要請活動を行うこととなった。

◇農業委員会等に関する法律の改正に伴う実務等研究会開く

県農業会議は10月7日、標記研究会を静岡市内で開いた。

9月4日に公布され来年4月1日に施行される改正農業委員会法により、平成28年7月までに新制度に移行する11市町(※)農業委員会の事務局職員を対象としたもので、8月27日に続く第2回。

改正農業委員会法政省令案について本会職員が説明したほか、限られた期間内の事務手続きを強いられている農業委員、農地利用最適化推進委員の定数条例等の議案上程、制度周知や事務手続きなどの実務について、各市町の状況や、条例・規則案などについて情報交換と事例研究を行った。

(※)森町、河津町、富士市、御殿場市、下田市、松崎町、富士宮市、静岡市、御前崎市、東伊豆町、南伊豆町(改選順)

◇中日本ブロック農業委員会職員現地研究会に参加

全国農業会議所、全国農業委員会職員協議会、石川県農業委員会職員協議会の主催により、標記研究会が10月8～9日に石川県加賀市で開かれた。2府13県の農業委員会職員等166人、うち本県から9人が参加した。

研究会では、(株)六星の北村歩取締役が「農業6次化への取り組みと農地利用集積の課題」について講演し、6次化成功のポイントや「農地の正しい使い方を考えて欲しい」などと話した。

事例報告では、愛知県豊橋市農業委員会が「農地バンクの活用事例」について、石川県白山市農業委員会が「より良い農地台帳の作成に向けて」、兵庫県神戸市農業委員会が「神戸市の遊休農地対策」について事例報告し、石川県農業会議の松本参事がコーディネーターとなり意見交換を行い、最後に全国農業会議所の稲垣事務局長代理が事例発表をもとに農業委員、農地利用最適化推進委員の役割分担等についてわかりやすく取りまとめた。

2日目は同稲垣事務局長代理が「農業委員会組織・制度改革をめぐる情勢」をテーマに説明して終了となった。

なお来年は滋賀県で開催される予定。

加入者累計13万人に向けた前期3カ年運動 取組み中

～～ 本県における農業者年金の加入推進について ～～

◇ 新規加入者の状況

9月の新規加入者は、吉田町の1人、牧之原市の3人の計4人（うち20～39歳は3人）でした。4月～9月の県全体の新規加入者数は19人（うち20～39歳は11人）となっています。

◇ 平成27年度農業者年金加入推進特別研修会開く

県農業会議は、制度の内容・加入推進の重要性について理解を深め、戸別訪問などの活動につなげるため、（独法）農業者年金基金、静岡県農業協同組合中央会と共催で研修会を開いた。

加入推進部長、女性農業委員、農業委員会職員、JA職員等81人が出席。農業者年金基金の須藤理事から「農業者年金制度の概要と加入推進の取組みについて」説明があり、本会と県農協中央会から本年度の取組みを発表した。続いて県農業振興課の中本技師から「認定新規就農者制度について」説明いただき、全体意見交換を行った。

全体意見交換では、加入推進上の課題等を解消し、新規加入にむすびつける取組み等について出席者から意見交換を行った。要旨は次の通り。

【課題等】

「他の個人年金に加入済」、「農業所得があがらない中推進は行っているが加入には至らない」、「父親が旧制度を良く思っていない」などの課題が出されていた。



研修会の様子

【新規加入にむすびつける取組み】

- ・昼食時間の15分位で加入推進員自らの子供が加入していることや、付利通知を見てもらって有利な制度だと説明している。
- ・経営移譲年金を受給予定の後継者に加入を勧めている。
- ・新規就農者はすぐに加入しないが、経営が順調になれば、2～3年後に加入するのではないかなど。

【まとめ】

須藤理事は、まとめとして「農業者年金は、現在の制度は旧制度とは全く違う制度であり、他の個人年金と比較してもひけをとらない有利な制度である」などと力説した。

◇ 農業者年金 Q&A

【質問】 農地を売っても支給停止にならない方法とは？

経営移譲年金受給者が子供に貸している農地の一部を第3者に売却したいが、支給停止にならない方法がありますか？

【回答】 「買換え」の手続きをすれば引き続き受給できます。

子供に貸している農地を売る場合は、その農地を子供から年金受給者に返還する必要がありますが、返還されると経営移譲年金は支給停止となります。

支給停止にならない方法として「買換え」があります。手順は次の通りです。

- ①子供から売却予定の農地の返還を受けます。
- ②返還から1年以内にその農地の全てを第3者に売却します。
- ③売却した農地面積の8割以上の農地を第3者から購入します。
- ④購入した農地を子供に10年以上の期間で農地法第3条等で貸します。

詳しくは、各市町農業委員会にお問い合わせください。

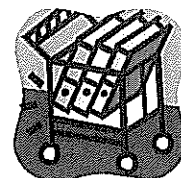
平成27年度農業者年金市町別新規加入者の状況

平成27年10月14日現在
静岡県農業会議

区分	平成27年度								計	達成率 (%)	目標達成
	目標数	4月	5月	6月	7月	8月	9月				
静岡市	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
浜松市	34	0	2	2	0	1	0	5	14.7		
沼津市	11	0	0	0	0	0	0	0	0		
熱海市	3	0	0	0	0	0	0	0	0		
三島市	7	0	0	0	0	0	0	0	0		
富士宮市	7	0	0	0	1	0	0	1	14.3		
伊東市	2	0	0	0	0	0	0	0	0		
島田市	23	0	0	0	0	0	0	0	0		
富士市	21	0	0	0	0	0	0	0	0		
磐田市	12	0	2	0	0	0	0	2	16.7		
焼津市	1	0	0	0	0	0	0	0	0		○
掛川市	28	0	0	0	0	0	0	0	0		
藤枝市	7	0	0	0	0	1	0	1	14.3		
御殿場市	3	0	0	0	0	0	0	0	0		
袋井市	8	0	0	0	0	0	0	0	0		
下田市	3	0	0	0	0	0	0	0	0		
裾野市	3	0	0	0	0	0	0	0	0		
湖西市	5	0	1	0	0	0	0	1	20.0		
伊豆市	1	0	0	0	0	0	0	0	0		
御前崎市	1	1	0	0	2	0	0	3	300.0		○
菊川市	17	0	0	0	0	0	0	0	0		
伊豆の国市	1	0	0	0	0	0	0	0	0		○
牧之原市	29	0	0	0	0	0	3	3	10.3		
東伊豆町	3	0	0	0	1	0	0	1	33.3		
河津町	3	0	0	0	0	0	0	0	0		
南伊豆町	3	0	0	0	0	0	0	0	0		
松崎町	3	0	0	0	0	0	0	0	0		
西伊豆町	3	0	0	0	0	0	0	0	0		
函南町	1	0	0	0	0	0	0	0	0		○
清水町	3	0	0	0	0	0	0	0	0		
長泉町	3	0	0	0	0	0	0	0	0		
小山町	3	0	0	0	0	0	0	0	0		
吉田町	3	0	0	0	0	0	1	1	33.3		
川根本町	3	0	0	0	0	0	0	0	0		
森町	3	0	0	0	0	1	0	1	33.3		
合計	293	1	5	2	4	3	4	19	6.5		

※ 伊豆の国市、函南町、焼津市は目標を達成しているため、努力目標とする

IV 情報のページ

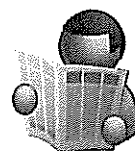


■ ■ 全国農業図書刊行案内 ■ ■

図 書 名	コード 番 号	仕様等	定 価
2015 年度版 日本農業技術検定 過去問題集 3 級	27-01	146 頁 68 頁	1,080 円
農業振興地域制度と農地転用許可制 度の運用が明確化されました	27-09	4 頁	45 円
2015 年度 農業員業務必携	27-10	160 頁	1,440 円
改訂 農業法人の設立	27-13	189 頁	1,850 円
平成 27 年度版 農家相談の手引	27-16	130 頁	820 円
2015 年度版 地域農業の担い手 「認定農業者」	27-17	6 頁	75 円
平成 27 年度版 よくわかる農家の青色申告	27-18	120 頁	800 円
ニッポンの食と農 この 10 年 ～命の糧を未来につなぐ～	27-19	256 頁	1,500 円
ここが変わる！農委、農地制度 ～農地等の利用の最適化の推進へ～	27-20	4 頁	45 円
平成 27 年度 勘定科目別農業簿記マニュアル	27-21	234 頁	2,100 円
「わかる」から「できる」へ 複式農業簿記実践テキスト	27-22	128 頁	1,650 円
記帳感覚が身につく 複式農業簿記実践演習帳	27-23	48 頁	410 円
New 農業委員研修テキスト① 農業委員会制度 改訂 2 版	㊦26-03	24 頁	308 円
New 農業委員研修テキスト② 農地法 改訂 2 版	㊦26-07	38 頁	463 円
New 農業委員研修テキスト④ 農地パトロール 改訂版	㊦26-25	32 頁	400 円
New 農業委員研修テキスト⑤ 担い手への農地の利用集積 改訂版	㊦26-18	28 頁	320 円
Q & A 農業法人化マニュアル 改訂第 3 版	㊦26-38	90 頁	880 円
納税猶予と仲良くつきあう方法 農家のための相続対策	27-24	181 頁	1,200 円
ここが変わる！ 農委、農地制度 Q & A つき	27-25	16 頁	110 円

■ ■ 全国農業新聞 ■ ■

平成 27 年 12 月号の申込・中止・変更の締切は、
平成 27 年 11 月 17 日（火）となりますのでよろしくお願いします。

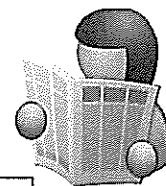


経営とくらしを応援！！

全国農業新聞

全国農業新聞は、農業者の公的代表機関である
農業委員会系統組織が発行する専門紙です。

- 特徴のある週刊新聞・・・解説に力点をおいたニュース報道と企画編集
- 時代に鋭く斬り込む・・・農政・農業・農村の動き、問題をタイムリーに
- 経営に役立つ・・・経営者マインドと実務情報
- 喜びや悩みを共感できる・・・読者の心に訴える
- 深みと味がある・・・単なる情報で終わらない
- 読みやすく親しみやすい・・・老若男女が楽しく読める



発行日：毎週金曜日

購読料：月額 700円、年 8,400円（消費税込）

※ 購読の申し込みは、下記申込書にご記入いただき静岡県農業会議まで FAX 下さい。

お問い合わせ・申込先 静岡県農業会議 TEL:054-255-7934 / FAX:054-273-4314

発行所：全国農業会議所 〒102-0084 東京都千代田区二番町 9-8

情報事業の強化については農業委員の皆様の協力が必要不可欠です。農業委員1人1部新規購読者の確保をお願いします。

全国農業新聞申込書

申込日：平成27年 月 日

全国農業新聞を 部 平成27年 月より申込みます。

郵便番号	
住所	
電話番号	
ふりがな	
氏名	

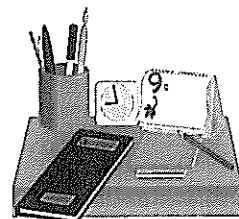
■ 本紙制作の参考にいたしますので該当項目に○印をつけて下さい

役 職		経 営			農業者年金	
農業委員		専業		認定農業者		加入者
市町議会議員		兼業		納税猶予者		受給者
その他役職者		非農家				

※この申込書は、全国農業新聞の送付・領収の他、アンケート以外には使用いたしません。

会議情報

V 今後の日程 (平成27年10月~12月)



- 10月23日 農業者年金個別相談会 (浜松市)
- 26日 耕作放棄地対策現地研修会 (富士市・裾野市)
- 27日 自民党静岡県連農林水産連絡協議会への要望 (静岡市)
- 27日 農業者年金個別相談会 (松崎町)
- 28日 耕作放棄地対策説明会 (静岡市・あざれあ)
- 28日 しずおか女性農業委員の会 総会 (静岡市・静岡中央ビル)
- 30日 農業者年金巡回意見交換会 (森町)
- 11月4日 農業者年金個別相談会 (牧之原市)
- 6日 東部地区農業委員等研修会 (伊豆の国市・葦山時代劇場)
- 9日 県農業施策に関する要望 要請活動 (静岡市)
- 9日 農業者年金個別相談会 (掛川市)
- 10.11日 全国農業担い手サミット in みやざき
- 17日 農業者年金個別相談会 (河津町)
- 18日 西部地区農業委員等研修会 (袋井市・月見の里)
- 19日 農業者年金業務担当者会議 (静岡市・静岡中央ビル)
- 20日 常任会議員会議 (静岡市・静岡中央ビル)
- 24日 農業者年金個別相談会 (島田市)
- 26日 東海・近畿ブロック女性農業委員研修会 (神戸市)
- 12月2日 農業者年金加入推進セミナー (東京都・砂防会館)
- 2日 農業者年金個別相談会 (袋井市)
- 3日 全国農業委員会会長代表者集会 (東京都・日比谷公会堂)
- 9日 中部地区農業委員等研修会 (焼津市・大井川文化会館)
- 22日 静岡県農業会議臨時総会 (午前 静岡市・県産業経済会館)
常任会議員会議 (午後 静岡市・静岡中央ビル)

発行 / 静岡県農業会議

静岡市葵区追手町9-18 静岡中央ビル7F

Tel 054-255-7934

Fax 054-273-4314

